分権型政令市の仕組み

●地域の審議機関

・区に関係する幅広い分野について審議し、意見を述べる。

地域コミュニティ協議会 地域のことは地域で考え自ら解決する「住民自治」の考えに基づき、自治会・町内会では対応が難しい地域課 題を解決するため、自主的な取組のもと結成された任意組織 地 地 域 域 自治会·町内会 主な活動事例 = = = ●防災·防犯 PTA 老人クラブ 婦人会 ュ ュ 1 (自主防災組織の結成,防災訓練など) ●子育で・教育 テ テ 青少年育成協議会 民生·児童委員 NPO など (親と子どもの交流の場, 学校支援など) ●福祉・健康 協 (地域の茶の間,スポーツ大会など) 市が期待する役割 地域(校区内)におけるまちづくりの推進 ●環境・廃棄物 ・防災・防犯、教育、福祉、保健・医療等の課題把握及び解決策の検討・実施 (緑化,リサイクル運動,一斉清掃など) ・交流・親睦促進等、地域内住民の一体感や生活充実のための活動 ●文化・歴史・地域交流 (伝統継承, お祭り, 世代間交流など) ・コミュニティ施設等, 地域内公共施設等の管理・運営 など 区自治協議会(条例設置) 所 区 役 地域の歴史、伝統、文化を生かしつつ、区独自のまちづくりが 市民と市とが協働して地域のまちづくりその他の課題に取り組み、住民自 できるよう, 区長に大きな権限を与え, 必要な組織機構を備え 治の推進を図るため、地方自治法の規定に基づく区地域協議会として設置 た地域の総合的な行政機関 全体会 第1号委員 地域コミュニティ協議会から選出 大きな区役所 第2号委員 公共的団体など各種団体から選出 教育 □ 防災·防犯 □ 生活環境 | 建設 部会 部会 部会 第3号委員 学識経験者 」 産業・農業 リ リ 福祉 | **リコミュニティリ** ! 住環境 全体会とは別に、課題ごとに 第4号委員 公募により選出 少人数の部会を設け,調査研 究・検討を行っている。 第5号委員 市長が必要と認めた者 役 割(自治基本条例) 役割(区自治協議会条例) ●地域のまちづくりの拠点 ●区民等と区(市)との「協働の要」 ・地域課題の発見、迅速かつ的確な解決 ・区民や諸団体等の参加を通じて、区全体の大きな視点 ●協働の拠点 で多様な意見の調整や 取りまとめを行う。 ・自主的かつ自立的な地域活動・非営利活動の支援 ・行政と区民等が協働して実施する地域振興活動(地域 ●市民に必要な行政サービスの効果的、効率的かつ イベントなど)のコーディネート機能を担う。

総合的な提供

今後の方向性(素案)

- ・コミ協がまちづくりの 中心的な担い手として 活動できるよう協力・ 支援を行います。
- ・自治協のさらなる進化 を図るため、区役所や 地域の活動主体などと の位置付けを明確にし ていきます。
- 多様な課題に対して, NPOや民間企業など 地域内の関係者と連携 を図り進めます。

公共的団体等(主な構成)

商工会,青年会議所,農協,土地改良 区、観光協会、老人クラブ、PTA、 NPO、ボランティア団体、大学 など

学識経験者(主な構成)

必ず自治協の

意見を聴く事項

●総合計画・区ビジ

●区の所管施設に関

●特色ある区づくり

事業に関する事項

する事項

ョンに関する事項

大学教授、各種審議会・教育委員・農業 委員経験者, 児童民生委員, 行政経験者, 弁護士, 税理士 など

市長が必要と認めた者(主な構成)

区内の公共的団体の支所・支部等 地区社協、PTA連合会支部など